

公募型プロポーザル方式による業者選定実施公告

真野浄水場整備等における官民連携手法導入検討業務について、公募型プロポーザル方式により業者の選定を行うので、次のとおり公告する。

令和6年4月1日

大津市公営企業管理者 南堀 弘

1 業務の概要

(1) 業務名

真野浄水場整備等における官民連携手法導入検討業務

(2) 業務の目的

わが国の水道事業においては、人口減少に伴う水需要の減少が予想される中、施設の老朽化に伴うコストの増大や職員の高齢化による技術継承等が課題となっており、その対策として国においては平成30年12月に水道法を改正し、水道事業の経営基盤強化を目的とした水道事業の広域連携や官民連携を推進している。

本市においても、これらの課題への対応と湖都大津・新水道ビジョンにおいて計画する「水道システムの再構築および水道施設の耐震化」事業の早期完了に向け、令和6年度4月1日から真野・新瀬田浄水場更新改良及び水道施設運転維持管理事業の事業開始を目指して事業者選定を行ってきた。結果としては、選定手続きの途中において、全ての応募者から辞退届を受理し、事業者選定は中止に至っている。

しかしながら、老朽化していく浄水場の更新改良及び耐震化は、不変かつ喫緊の課題であることから、先般中止した事業のうち、新瀬田浄水場を更新改良対象から外し、老朽化の進行する真野浄水場を中心とする水道施設の更新改良事業を先行して実施することとする。

本業務は、先般の事業者選定中止を教訓にしながらも再始動に向けて検討した官民連携手法により、真野浄水場等の更新改良及び水道施設の運転維持管理事業を開始するため、財務、法務、技術等の専門的な知見から、実施に向けた方針づくり、必要書類の作成や事業者選定などの業務支援を受けることを目的に実施するものである。

(3) 業務内容 「真野浄水場整備等における官民連携手法導入検討業務要求水準書」(以下「要求水準書」という。)を基準とし、提案された業務とする。

なお、提案においては、要求水準書に記載する以上の業務を求めるものとする。

(4) 業務期間 契約締結の日から令和8年3月31日まで

2 参加資格

前項の業務に係る公募型プロポーザル(以下「プロポーザル」という。)に参加することができる者は、単独企業又は複数の企業等で構成されるグループ(以下「グループ」という。)とし、

単独企業の場合は次の(1)、グループの場合は次の(2)の要件に該当する者とする。なお、どちらの場合でも次の(3)に掲げる要件の全てに該当しなければならない。

(1) 単独企業の資格要件

平成26年4月1日から令和6年3月31日の間に、次に掲げるすべての業務について、元請として完了した実績を有すること。

ア 国又は地方公共団体において民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）に基づく事業方式（以下「PFI」という。）又は民間事業者が設計、建設及び運営を一括して行う事業方式（以下「DBO」という。）の導入支援業務（PFI又はDBOの導入可能性調査検討業務のみの実施は含まない。）

イ 水道法（昭和32年法律第177号）に規定する、水道事業又は水道用水供給事業に関する、経営計画等の策定又は改定を行う支援業務

(2) グループの場合の資格要件

ア グループの構成員数は3社以下であること。

イ グループの代表企業をプロポーザルに参加する代表者とする。

ウ 代表企業が参加の申請から契約締結まで必要な手続きを行うこと。

エ 代表企業は(1)ア又はイに示す要件を満たし、グループ全体として(1)の要件を全て満たすこと。

オ 業務完了時まで代表企業の変更がないこと。

カ 構成員が、単独または他のグループの構成員として参加していないこと。

キ 参加申込書の提出時より前にグループを成立させ、本業務の実施に関して適切な役割を担うと共に、すべての構成員が一体となって業務を遂行する体制であること。

(3) 共通の資格要件（グループ参加の場合は構成企業を含む。）

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。

イ 大津市及び大津市企業局の指名停止基準に基づく指名停止を現に受けていないこと。

ウ 次に掲げる税（法令等の規定に基づく徴収又は納税の猶予を受けているものを除く。）を滞納していない者であること。

(ア) 市町村税（本店所在地分及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））

(イ) 消費税

(ウ) 地方消費税

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第25号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

オ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。

カ 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、(イ) a にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

(7) 資本関係

- a 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- c a 又は b と同視しうる関係にあると認められる場合

(イ) 人的関係

- a 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
- ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(b) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(c) 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(d) 組合の理事

(e) その他業務を執行する者であつて、(a)から(d)までに掲げる者に準ずるもの

- b 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

d a から c までと同視しうる関係にあると認められる場合

キ 次の(7)から(カ)までのいずれの場合にも該当しないこと。

(7) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。

以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

であると認められるとき。

(イ) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に

実質的に関与していると認められるとき。

- (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
 - (エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (カ) 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方が(ア)から(オ)までのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- ク 本業務の円滑な遂行を図るため、次の通り管理技術者、照査技術者、担当技術者及び法務担当者を配置すること。グループとして参加する場合は、グループ全体に必要な技術者、担当者を配置すること。
- (ア) 管理技術者は、契約の履行に関し業務の管理及び統括を行う者であり、(1)のアに示す業務の管理技術者としての実績を有する者で、かつ、直接雇用している者でなければならない。なお、「直接雇用」とは、その者とその者が所属する企業との間に第三者の介在する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係（賃金、労働条件、雇用、権利構成）が存在することをいい、在籍出向者及び派遣社員は該当しない。以下(イ)及び(ウ)において同じ。
 - (イ) 照査技術者は、成果品の内容について技術上の照査を行うなど業務の照査を行う者であり、(1)のアに示す業務経験を有する者で、かつ、直接雇用している者でなければならない。
 - (ウ) 担当技術者は、本業務を主に担当する者とし、本業務を行うための知識及び技術を有する者で、かつ、直接雇用している者でなければならない。
 - (エ) 管理技術者、照査技術者及び担当技術者は相互にこれを兼任できない。
 - (オ) 法務担当者は、契約書の作成や契約の締結に関する専門的業務を担当するものとし、(1)のアに示す業務経験を有する者で、かつ、弁護士法（昭和24年法律第205号）に基づく弁護士の資格を有するものでなければならない。
なお、自社又はグループで直接雇用されていない者を法務担当者として配置しようとする場合は、その者に協力会社等となることの承諾書【様式7】を提出させること。
- ケ プロポーザルに参加しようとする者は、プロポーザルに参加する他の者の協力会社等となることはできない。また協力会社等は、複数のプロポーザル参加者の協力会社等として届け出ることはできないものとする。

3 選考方法

前項の参加資格を満たしているプロポーザル参加者による企画提案書等の書面審査及びプレゼンテーションの審査を行い、その内容を真野浄水場整備等における官民連携手法導入検討業

務プロポーザル審査委員会において評価し、契約候補者の選定を行う。

4 応募手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒520-0022 大津市柳が崎6番1号
大津市企業局施設部浄水管理センター浄水施設課浄水整備推進室
電話 077-526-5137
電子メールアドレス otsu2869@city.otsu.lg.jp

(2) 実施要領等の交付

実施要領その他の資料の交付については、次のとおりとする。

ア 交付期間

令和6年4月1日（月）から同年4月22日（月）までの午前9時から午後5時まで
ただし、大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する市の休日を除く。

イ 交付場所

4の(1)に同じ。（大津市ホームページにおいてもダウンロード可）

ウ 交付する書類

実施要領、要求水準書、各種様式等

(3) 実施要領等に対する質問期限及び回答

ア 質問方法

質問書【様式1】により電子メールで行うこと。
メール件名に「【真野浄水場整備等における官民連携手法導入検討業務】（会社名）」と入力し、1つのファイルにまとめて送信すること。

イ 質問期限

令和6年4月11日（木）午後1時まで（必着）
質問期限以降の質問は、一切受け付けない。

ウ 回答方法

大津市企業局ホームページにおいて掲載する。

エ 回答予定日

令和6年4月16日（火）

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

プロポーザルに参加しようとする者は、実施要領の定めるところに従い、次に掲げる書類の原本1部を提出すること。ただし(イ)に掲げる書類は、原本1部及び副本12部を提出すること。

(ア) 参加申込書【様式2】※両面印刷のこと 1部

(イ) 誓約書【様式3】 1法人につき1部

- | | |
|--|---------------|
| (ウ) 実績調書【様式4】 | 1部 |
| (エ) 業務執行体制調書【様式5】 | 1部 |
| (オ) グループ協定書【様式6】※グループ参加の場合 | 1部 |
| (カ) 協力会社等となることの承諾書【様式7】 | 1部 |
| (キ) 大津市競争入札参加申請をしていない者（グループ企業を含む）が参加する場合については、上記(ア)から(キ)に加えて次のaからcの書類を各1部提出すること。 | |
| a 完納証明書 | |
| (a) 本店に関わる市町村税分(当該市町村発行) | |
| (b) 支店、営業所等が大津市に存する場合は大津市税分(大津市発行) | |
| (c) 消費税及び地方消費税分（税務署発行） | |
| ※(a)及び(b)は直近1年度分の納期が到来した全ての税目とする。 | |
| ※なお、各証明書については、発行が3か月以内のものとする。 | |
| b 法人の場合にあつては履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） | |
| ※なお、各証明書については、発行が3か月以内のものとする。 | |
| c 委任状（本社から支店、営業所等へ契約等の一切の権限を委任する場合） | |
| ※なお、各証明書については、発行が3か月以内のものとし、写しも可とする。 | |
| (ク) 企画提案書 | 13部（正1部 副12部） |
| (ケ) 参加申込者の概要【様式8】 | 1法人につき1部 |
| (コ) 見積書（様式は任意） | 1部 |
| (カ) 見積内訳書【様式9】 | 1部 |

イ 提出場所 4(1)に同じ。

ウ 提出方法及び期限

郵送に限る。郵送は受取日及び配達されたことが証明できる方法によることとし、令和6年4月23日（火）までに必着のこと。郵送事故等については提出者のリスク負担とする。

(5) 企画提案に係るプレゼンテーション

ア 実施日 令和6年5月8日（水）

予備日 令和6年5月9日（木）

イ 実施場所

対面方式によるプレゼンテーション

ウ 実施時間 30分程度（うち提案時間は15分以内）

（インターネット回線の不具合などの事情により、日時を変更する場合がある。）

エ 参加人数 5人以内

オ 応募者が多数の場合は、別途審査日を設けるものとする。

(6) 審査結果の結果通知

プレゼンテーションを行った全ての者（グループの場合は代表企業）に対し、文書により通知する。通知予定日は、令和6年5月10日（金）（発送予定）

(7) その他

ア 失格となる企画提案書等

企画提案書等が次のいずれかに該当する場合は、失格となる場合がある。なお、失格となった場合は、別途通知する。

- (ア) 提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- (イ) 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (ウ) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (エ) 虚偽の内容が記載されているもの

イ その他

- (ア) 提出書類の作成等参加に係る全ての費用は、提案者の負担とする。
- (イ) 提出期限以降における企画提案書等の差替え及び再提出は認めない。
- (ウ) 全ての提出書類は、返却しない。
- (エ) 提出された企画提案書等は、業者の選定以外には提案者に無断で使用しないこととする。ただし、提案の内容について今後の参考とすることがある。
- (オ) 提出された書類は、業者の選定を行う作業に必要な範囲において、複製することができる。

5 その他の留意事項

詳細は、実施要領、要求水準書、各種様式等による。